

# 相続定期貯金



ご家族から受け継がれた大切な貯金を  
特別な金利プランでお預かりいたします。

組合員の方・・・店頭金利の 10 倍

組合員以外の方・・・店頭金利の 5 倍

※詳しくは裏面をご覧ください。

# 相続定期貯金の御案内

商品名	相続定期貯金
対象商品	スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金
取扱期間	令和3年3月1日(月)～
ご利用いただける方	当JAおよび他金融機関で相続手続き完了から1年以内に、相続手続きにより受け取られた資金を預け入れいただける方
預入期間	1年(自動継続扱い)
預入金額	100万円以上、相続手続きにより取得した額までとなります。 ※既に当JAに預け入れされている相続人様名義の貯金(相続によらない)での預け替えは対象となりません。
適用金利	組合員の方・・・店頭表示金利の10倍 組合員以外の方・・・店頭金利の5倍 ※上乗せ金利は初回満期日まで適用し、自動継続後の金利は満期日(継続日)における対象定期貯金の店頭表示金利を適用いたします。
ご提示いただく書類 (写しでも差し支えありません)	「お預け入れされる方が相続人であること」、「金融機関での相続手続きであること」、「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」を確認いたします。 1. 当JAで相続手続きをされた方は、ご本人であることの確認書類・お届印 2. 他金融機関で相続手続きをされた方については、上記に加え、 ①遺産分割協議書 ②他金融機関に提出された相続手続依頼書 ③戸籍謄本と被相続人様名義の解約済通帳また計算書等の写しが必要です。
その他	金利の変動などにより取り扱いを終了する場合があります。 1年後に支払われる利息には復興特別所得税が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が利息のお受け取りに差し引かれます。 中途解除時には当JA所定の中途解約利率を適用いたします。 詳しくはお近くに各支所までお問い合わせください。

JAはどなたでもご利用いただけます。初めての方もお気軽にお問合せください。



## J A 北 群 渋 川

- ・本店(金融共済部) 0279-23-3315
- ・北支店 0279-53-3606
- ・南支店 0279-54-2081
- ・南支店  
榛東出張所 0279-54-2201
- ・中央支店 0279-23-2141